改正後

（被保険者の資格取得の申出）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第十一条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。

一　（略）

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）及び国民年金の被保険者の種別

三　（略）

２　（略）

（年金給付及び死亡一時金の額の基準）

第十三条　法第十九条の規定による年金給付及び死亡一時金の額は、農業者年金の被保険者期間の各月の保険料及び法第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の総額に照らし、かつ、独立行政法人農業者年金基金法施行令（以下「令」という。）第二条第一項第二号の予定利率及び予定死亡率並びに令第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

（農業者老齢年金の裁定の請求）

第十四条　法第二十条の規定による農業者老齢年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　農業者年金被保険者証の記号番号（特例付加年金に係る受給権者にあっては、農業者年金証書の記号番号）

三　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十八条第一項の規定により農業者老齢年金の支給の請求を行う旨又は法附則第二条第一項の規定により農業者老齢年金の支給繰上げの請求を行う旨を記載した書類

二　特例付加年金に係る受給権者以外の者にあっては農業者年金被保険者証

（特例付加年金の裁定の請求）

第十五条　法第二十条の規定による特例付加年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　農業者年金被保険者証の記号番号（農業者老齢年金に係る受給権者にあっては、農業者年金証書の記号番号）

（削る）

三　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第三十一条第一項の規定により特例付加年金の支給の請求を行う旨又は法附則第三条第一項の規定により特例付加年金の支給繰上げの請求を行う旨を記載した書類

二　農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあっては農業者年金被保険者証

改正前

（被保険者の資格取得の申出）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第十一条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に提出してしなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳の記号番号及び国民年金の被保険者の種別

三　（略）

２　（略）

（年金給付及び死亡一時金の額の基準）

第十三条　法第十九条の規定による年金給付及び死亡一時金の額は、農業者年金の被保険者期間の各月の保険料及び法第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の総額に照らし、かつ、独立行政法人農業者年金基金法施行令（以下「令」という。）第一条の二第一項第二号の予定利率及び予定死亡率並びに令第六条に規定する年齢を勘案して、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

（農業者老齢年金の裁定の請求）

第十四条　法第二十条第一項の規定による農業者老齢年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　農業者年金被保険者証の記号番号

三　（略）

２　法附則第二条第一項の規定により農業者老齢年金の支給繰上げの請求を行う場合にあっては、その旨を記載した書類を前項の請求書に添えなければならない。

（特例付加年金の裁定の請求）

第十五条　法第二十条第一項の規定による特例付加年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　農業者老齢年金に係る受給権者以外の者にあっては、農業者年金被保険者証の記号番号

三　農業者老齢年金に係る受給権者にあっては、農業者年金証書の記号番号

四　（略）

２　法附則第三条第一項の規定により特例付加年金の支給繰上げの請求を行う場合にあっては、その旨を記載した書類を前項の請求書に添えなければならない。